

「改正建築物省エネ法・改正建築基準法等に関する説明会」に係る質問と回答

令和4年12月2日（金） 出雲会場
 令和4年12月7日（水） 浜田会場
 令和4年12月14日（水） 松江会場

	質 問	回 答
1	2025年4月からすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けになりますが、車庫、畜舎は今までどおり適用除外と考えてよろしいですか？ 倉庫はどう理解すればよろしいですか？	現行制度において、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途の建築物は適用除外となっており、改正後も同様となる予定です。改正政令でご確認ください。
2	建築確認の対象となる建築物の規模の変更の施行は2025年4月でしょうか？	2025年4月の予定です。
3	説明1，2の最後で、参照してくださいと言われたHPのアドレス又は該当する資料のあるURLを教えてください。	木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要に関するページのURLは下記のとおりです。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html 補足資料等については、上記ページ中、日本建築防災協会のホームページのリンクが貼られていますので、そちらからご確認ください。